

スポーツ健康医療専門学校学則施行細則

2022年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、スポーツ健康医療専門学校学則第12条の規定に基づき、履修方法・単位の認定及び進級、卒業、実習に関する試験及び評価について必要な事項を定めるものとする。

(授業の出欠席)

第2条 単位認定は授業時間数が基礎になっている。やむを得ない場合を除き、毎時間の授業への参加を重視する。

- 2 授業への遅刻は厳に慎むこと。遅刻者の入室を拒否する場合もある。
- 3 授業開始から16分以上の遅刻に関しては欠席とみなす。ただし、交通機関の遅延による証明書(各交通機関発行で日時や遅延時間がわかるもの)により考慮されることがある。遅刻は取り消されないので、時間に余裕を持って登校のこと。
- 4 単位修得の場合には、各授業科目とも授業時間数の3分の2以上の出席が必要である。3分の2以上の出席とは、不可抗力による欠席の可能性を考慮してのことであり、3分の1まで欠席してよいということではない。
- 5 欠席時間数が3分の1を超える者は、原則各試験の受験資格を失う。ただし授業方針によっては、その比率に関係なく受験資格を失うことがある。
- 6 授業に欠席する者は、原則事前に教務に欠席の理由を報告のこと。

(試験の種類)

第3条 授業科目の単位取得のための試験は、単位試験及び特別試験により行う。

- 2 特別試験は、試験実施の対象科目及び実施時期に応じ、実技試験、進級試験、国試受験認定(最終)試験、卒業認定試験として行う。

(試験の実施)

第4条 各試験の対象科目及び試験時期は、種類ごとに、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 単位試験、実技試験は、履修科目について、各学年の授業時間内に行う。
 - (2) 進級試験は、その時点までの全科目について、後期授業終了後に行う。
 - (3) 国試受験認定試験は、その時点までに履修した授業科目について、校長の定める日に行う。
 - (4) 卒業試験は、履修した授業科目について、校長の定める日に行う。
- 2 前項の試験は、原則として、試験の種類ごとに定める試験期間に実施するものとする。ただし、前期、後期に最終授業日に実施することがある。

(受験資格)

第5条 単位試験及び特別試験は、当該年度に修得しなければならない科目に限り、受験を許可するものとする。ただし、次の各号に該当する場合には受験を許可しない。

- (1) 所定の期日までに学生納付金が未納である場合。ただし、延納願を提出し、その期間が満了していない場合を除く。

- (2) 各授業科目の出席日数が3分の2に満たない場合
- (3) 各授業科目の出席日数が2分の1に満たない場合
- 2 受験が許可されている者であっても、次の各号の一に該当する場合は、受験することができない。
 - (1) 試験開始後、試験時間の1/2が経過した場合
 - 3 IDカードは、試験を受けるときには必ず提示しなければならない。IDカードを忘れた場合、1度に限り試験前に始末書を提出することで受験を認める。2回目以降は、受験を認めない。
 - 4 本試験無断欠席者は、その時点で不合格とすることがある。仮進級となった場合には、次年度再履修とする。
 - 5 仮進級となった学生は、指定された授業及び補習について出席をしなければならない。

(追試験の対象等)

- 第6条 追試験の対象となる学生は、前条各号の試験を欠席した者で、校長が、その欠席の事由をやむを得ないものと認めた者に限る。
- 2 追試験の対象となる科目は、前条各号の試験において実施した科目とする。
 - 3 追試験は、原則として、定期試験終了後の、校長の定める日に実施する。

(追試験受験手続)

- 第7条 追試験の受験希望者は、定期試験終了日までに、各教務または事務部に欠席事由を証明する書類を提出しなければならない。
- 2 追試験の受験を許可された者は、所定の手数料を納入するものとする。ただし、定期試験欠席の事由によっては手数料を徴収しないことがある。尚、免除科目に関する追試料は徴収しない。

(再試験受験手続)

- 第8条 再試験を受験しようとする者は、所定の期日までに事務部に「再試験願」を提出しなければならない。
- 2 再試験の受験を許可された者は、所定の手数料を納入するものとする。但し、免除科目に関する再試料は徴収しない。
 - (2) 各授業科目の出席日数が3分の2に満たないものは、教務からの課題提出により受験を許可する。
 - (3) 各授業科目の出席日数が2分の1に満たない場合は、受験を認めない。

(国試受験認定再試験)

- 第9条 国試受験認定再試験は、国試受験認定最終試験に不合格となった者を対象に行う。
- 2 再試験に課す科目は、国試受験認定最終試験と同じ、全科目とする。
 - 3 再試験の実施時期は、試験終了後の、校長の定める日とする。

(卒業認定再試験)

- 第10条 卒業認定再試験は、卒業認定試験に不合格となった者を対象に行う。
- 2 再試験に課す科目は、卒業認定試験と同じ全科目とする。
 - 3 再試験の実施時期は、試験終了後の、校長の定める日とする。

(成績評価)

第 11 条 授業科目の成績は、試験、平常点、実技等を勘案して評価する。

- 2 評価は、100 点を満点として 60 点以上を合格とする。
- 3 試験に合格した者には、教務会議の議を経て校長が履修終了を認定する。
- 4 再試験に合格した者の成績は 60 点とする。

(GPA 制度)

第 12 条 GPA(Grade Point Average)は、学生の学修意欲とその成果を総合的、かつ、客観的に確認でき、在学中の勉学意欲をより一層高めることにつなげる指針とする。

- 2 学生一人ひとりに対し、効果的かつ適切な指導を行うための資料として利用するとともに、各種奨学金等の選考資料としても利用する。
- 3 GPA の計算方法は、各履修科目の成績評価(S・A・B・C・F)をそれぞれ数値化し、その数値化した評点に単位数を乗じた総評点を登録科目の総単位数で割って算出する。
- 4 各学期の GPA が連続して 1.5 未満の場合、個別面談、三者面談を通じ、成績不振に伴う警告を行う。なお、GPA は進級・卒業判定会議において指標の一つとして適用されており、GPA が一定の基準に満たない学生は進級、卒業できないことがある。

■ 成績評価とグレードポイント ※単位免除科目については、GPA 制度の対象外とする。

評価点	平均 Grade	Grade Point
90-100 点	優/S	4
80-90 点未満	優/A	3
70-80 点未満	良/B	2
60-70 点未満	可/C	1
60 点未満	不可/F F1(試験欠席) F2(受験停止)	0

■ GPAの算出方法

$$\text{GPA} = \frac{\text{(履修科目の単位数} \times \text{ポイント)の合計}}{\text{履修した単位の総単位数}}$$

※なお、GPAは小数点第 2 位までとし、小数点第 3 位以下は切り捨てます。

(進級判定)

第 13 条 単位は、筆記試験の点数と出席状況を統合して評価する。また、前期末、学年末に行う単位認定試験において成績不良者は、柔整科及び鍼灸科各科教務会議の議を経て、校長が留年と決定することができる。留年が決定した場合、進退については年度を越えないうちに自身で判断し、教務に連絡ののち、その後速やかに教務の指示に従うこと。

- 2 校長が仮進級と決定した場合、誓約書を順守し、次年度の指定された期間までに、再試験を受験し、合格しなければならない。
- 3 留年の場合、原級にとどまり、当該学年の授業科目全科目(実技科目を修得した場合は実技は除く)を受講し試験を受けなければならない。ただし、単位を修得している授業科目について再履修の免除を校長に申請することができるものとする。この場合、校長がその免除の可否を決定する。

(卒業判定)

- 第 14 条 全科目の単位修得の認定を受けた者については、各科教務会議の議を経て、校長が卒業を認定する。
- 2 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えた者は、卒業を認めず原級にとどめることがある。
 - 3 卒業に関する単位修得の認定を受けるためには、3 年次に実施される国試受験認定試験と卒業試験において合格基準を満たし、また、前・後期単位認定試験を全科目で 60 点以上を取らなければならない。この条件を満たさない場合は、卒業を認めず原級にとどめることがある。

(臨床実習)

- 第 15 条 臨床実習は、定められた実習計画に従って履修する。
- 2 実習は、60 分を 1 時間とし、欠席、遅刻については講義と同じ扱いと同じとする
 - 3 学生は、欠席及び遅刻の届出を教員に事前に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は電話等で連絡し、後日登校時に提出することができる。
 - 4 学生は、指導要項に従い実習指導者の指導を受ける。
 - 5 学生は、最終提出記録を原則として実習終了翌週の月曜日に、実習担当教員へ提出する。ただし、実習日によっては提出期限を別に定める場合がある。
 - 6 実習評価は、平素の実習状況及び内容、提出された諸記録、レポートなどを総合して指導者が行う。
 - 7 学生は、原則として別紙、実習ノートに記載された各科が指定した回数(時間数)出席しなければ評価を受けることができない。
 - 8 実習の成績は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。
 - 9 前年次の実習が合格していない学生は、次年度の実習を履修することはできない。

(再実習)

- 第 16 条 当該実習が不合格の学生は、再実習を受けることができる。
- 2 前項の再実習を受ける場合は、再実習願を成績受領後 3 日以内に料金を添えて事務部に提出し、実習調整者の許可を受けなければならない。
 - 3 再実習は、実習期間、内容など学校が指定した計画に沿って行わなければならない。
 - 4 再実習は、不合格科目の所定の時間数の 3 分の 2 以上を臨床実習しなければならない。
 - 5 再実習は、原則として 1 回限りとする。
 - 6 再実習は、60 点以上で合格とする。ただし、60 点以上で合格した場合でも成績は 60 点とする。

(補習実習)

- 第 17 条 実習評価が、60 点以上であっても、当該実習の単位修得に必要な 時間数に満たない場合は、学校の指定した補習計画に従って補習実習をしない限り、学校長は単位修得を認めない。
- 2 補習実習を行う学生は、指定の期日までに、料金を添えて補習実習願を事務部に提出し、実習調整者の許可を受けなければならない。

附 則

- (1) この細則は、平成 13 年4月1日から施行する。
- (2) この細則は、平成 13 年 5 月 27 日から施行する。
- (3) この細則は、平成 14 年4月1日から施行する。
- (4) この細則は、平成 15 年1月1日から施行する。
- (5) この細則は、平成 15 年3月10 日から施行する。
- (6) この細則は、平成 15 年4月1日から施行する。
- (7) この細則は、平成 15 年8月1日から施行する。
- (8) この細則は、平成 16 年4月1日から施行する。
- (9) この細則は、平成 18 年4月1日から施行する。
- (10) この細則は、平成 19 年4月1日から施行する。
- (11) この細則は、平成 20 年4月1日から施行する。
- (12) この細則は、平成 21 年4月1日から施行する。
- (13) この細則は、平成 22 年4月1日から施行する。
- (14) この細則は、平成 23 年4月1日から施行する。
- (15) この細則は、平成 24 年4月1日から施行する。
- (16) この細則は、平成 25 年4月1日から施行する。
- (17) この細則は、平成 26 年4月1日から施行する。
- (18) この細則は、平成 28 年4月1日から施行する。
- (19) この細則は、平成 29 年4月1日から施行する。
- (20) この細則は、平成 30 年4月1日から施行する。
- (21) この細則は、2019 年4月1日から施行する。
- (22) この細則は、2020 年4月1日から施行する。
- (23) この細則は、2022 年4月1日から施行する。